

令和元年10月4日

和解勧告

東京地方裁判所民事第50部

裁判長裁判官 森田 浩 美

裁判官 浦上 薫 史

裁判官 新井 一太郎

5

10

本件は、原告が設置管理する港区特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝（以下「シティハイツ竹芝」という。）12階においてエレベーターの戸開走行が発生し、住民であった高校生がエレベータードア部分に挟まれて死亡した事故（以下「本件事

10 故」という。）に関し、原告が、エレベーターの製造会社及び管理会社に対し、製造物責任又は不法行為責任に基づき損害賠償を求める事案である。

15

20

原告は、本件事故の発生直後から、シティハイツ竹芝の入居者や区立障害保健福祉センターの利用者の不安を解消し、安全性及び利便性の回復・確保を図るため、エレベーターの交換、住民説明会の実施、入居者の介助、不安を抱えた区民への応

15 対等の諸施策を実施した。地方公共団体である原告及びその代表者である区長においては、本件事故により生じた有形無形の被害の回復のみならず、区民の安全を確保し、不安を解消するため、迅速かつ効果的な対応が求められたものであり、この要請に応えるべく上記諸施策を実施したことは行政を担う原告の行為として十分理解することができる。また、原告は、本件事故を教訓として、事故の風化防止を図

20 るとともに、エレベーターをはじめとした施設の安全対策に取り組み、今後も当該施策を実施して安全対策を徹底させることを表明しており、当裁判所は、これを深く受け止めている。

25

もっとも、本件訴訟においては、損害賠償請求権の存否について厳密な主張立証が求められるものであり、裁判所の判断も主張立証された範囲に限定されるという

25 限界があることは否めない。また、原告が上記のような施策を実現していくとともに、被告らも、その社会的・道義的責任を自覚し、事故の再発防止とエレベーター

の安全確保に向けた取組を進めることを確認することには、大きな意義があると考ええる。

そこで、当裁判所は、本件における相当因果関係の程度、関連する民事訴訟及び刑事訴訟の終局の経緯などを勘案しつつ、各当事者が、事故の再発防止とエレベーターの安全確保に向けた将来指向の解決を図ることを目的として、次のとおり和解を勧試する。

記

1 各当事者は、今後、本件事故が二度と生じることのないよう、別紙1のとおり
の再発防止を表明する。

10 2 (1) 被告シンドラーエレベータ株式会社は、別紙2の内訳を考慮して、原告に対し、
本件解決金として、3億9600万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告シンドラーエレベータ株式会社は、原告に対し、前項の金員を、令和元
年12月20日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料
は被告シンドラーエレベータ株式会社の負担とする。

15 (3) 被告シンドラーホールディングアーゲーは、原告に対し、被告シンドラーエ
レベータ株式会社が上記支払義務を負うことを認め、その履行を確保すること
を確約する。

20 3 (1) 被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、原告に対し、事故の再発防
止及びエレベーターの安全確保等に向けた協力金として、300万円の支払義
務があることを認める。

(2) 被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、原告に対し、前項の金員を、
令和元年12月20日限り、第2項(2)の口座に振り込む方法により支払う。振
込手数料は被告エス・イー・シーエレベーター株式会社の負担とする。

25 4 (1) 被告株式会社日本電力サービスは、原告に対し、本件解決金として100万
円の支払義務があることを認める。

(2) 被告株式会社日本電力サービスは、原告に対し、前項の金員を、令和元年1

2月20日限り、第2項(2)の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告株式会社日本電力サービスの負担とする。

5 原告及び被告らは、互いに、本和解の内容について、正当な理由なく第三者に口外しないことを確約する。

5 6 原告は、その余の請求を放棄する。

7 (1) 原告並びに被告シンドラエレベータ株式会社、被告シンドラホールディングアーゲー及び被告株式会社日本電力サービスは、原告と被告シンドラエレベータ株式会社、原告と被告シンドラホールディングアーゲー及び原告と被告株式会社日本電力サービスとの間には、それぞれ、本件に関し、本和解条
10 項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(2) 原告及び被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、原告と被告エス・イー・シーエレベーター株式会社との間には、本件及び当庁平成20年(ワ)第36371号事件における裁判上の和解において留保された原告と被告エ
15 ス・イー・シーエレベーター株式会社との間の清算に関する部分に関し、本和解条項に定めるもののほかには何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(3) 被告シンドラエレベータ株式会社及び被告シンドラホールディングアーゲー、被告株式会社日本電力サービス並びに被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、被告シンドラエレベータ株式会社及び被告シンドラホールディングアーゲーと被告株式会社日本電力サービスとの間、被告シンドラエレベータ株式会社及び被告シンドラホールディングアーゲーと被告エス・イ
20 ー・シーエレベーター株式会社との間並びに被告株式会社日本電力サービスと被告エス・イー・シーエレベーター株式会社との間には、それぞれ、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

25 8 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別紙1)

再発防止に向けた取組

1 各当事者は、本件事故を真摯に受け止め、エレベーターの戸開走行事故が利用者の生命身体に重大な危険を及ぼすおそれがあることに改めて思いを致し、本件事故を教訓として語り継ぎ、二度とこのような事故が起きないように再発防止に向けた取組を行っていくことを表明する。

各当事者は、エレベーターの安全な運行は、その製造業者、所有者、保守管理業者等の関係者がそれぞれの責務を全うすることによって確保されるものであることを深く自覚し、関係諸法令及び国土交通省が平成28年2月29日に公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(以下「指針」という。)を徹底し、その旨を自社ホームページに掲出するなど、利用者の安全・安心の確保を図るために必要な施策を実施していくものとする。そのためにも、各当事者は、エレベーターの安全性の更なる向上に努め、従業員・職員等の教育訓練を一層充実・徹底し、関係者間で緊密な連絡体制を確保するなど、それぞれに求められる役割を誠実に果たしていくとともに、万が一重大事故が発生した場合には、迅速な対応に全力を尽くすものとする。

2 各当事者は、以上の責務を果たすべく、以下の対応を行うものとする。

(1) 被告シンドラーエレベータ株式会社は、日本国内で稼働しているシンドラー社製エレベーターの安全を維持するため、オーチス・エレベータサービス株式会社に対し、次の事項を履行するものとする。

ア 日本国内のシンドラー社製エレベーターの保守、修理、改修の手順及び方法に関する情報ないしサービスの提供

イ 日本国内のシンドラー社製エレベーターの調整手順及び方法に関する情報ないしサービスの提供

ウ 日本国内のシンドラー社製エレベーターのアップグレード指図

エ オーチス・エレベータサービス株式会社が、日本国内のシンドラー社製エ

レベーターを保守するために必要な資料、治工具、機材へのアクセスの提供
オ 日本国内のシンドラマー社製エレベーターを保守及び修理するために必要な
部品へのアクセスの提供

5 (2) 原告は、エレベーターが設置された公共施設を所有する地方公共団体として、
将来にわたってエレベーターの利用者の安全を確保するため、指針の徹底を図
り、その所有するエレベーターの保守が的確に行われるよう、当該エレベータ
ーの安全運行に必要な情報を適時適切に提供するなど、保守業者との連携を図
るものとする。

10 (3) 被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、次の事項を遵守するものと
する。被告株式会社日本電力サービスが将来エレベーター保守管理事業を行う
場合においても、同様とする。

ア エレベーターの維持管理や点検に関する全ての法令並びに指針及び「エレ
ベーター保守点検業務標準契約書」の内容を確認し、毎年社内に周知徹底す
る。

15 イ 保守点検時にエレベーターの故障・不具合に対応した場合には、写真や実
測データ等を付すなどして、不具合の状態が分かるような故障報告書を作
成し、所有者又は管理者に提出する（ただし、軽微な不具合は除く。）。

ウ 保守点検員が必要な技術・知識を身につけるように継続的な教育を実施す
る。

20 エ 保守点検業務を受託している既設のエレベーターについて戸開走行保護装
置の設置状況を把握し、未設置の場合には、所有者・管理者に対して設置に
関する検討を要請する。また、保守点検業務を受託するエレベーターについ
て、所有者・管理者に対し、戸開走行保護装置の仕組みや必要性を継続的に
周知するとともに、利用者に対し、ステッカー表示等の方法により、その周
25 知を図る。

オ 自社製のエレベーターに関しては、戸開走行保護装置の更なる品質・機能

性の向上を追求する。

カ 事故発生 of 通報受信時の確認事項及び初動体制，救助体制等を定めた社内マニュアルを整備し，手巻きハンドル等の救助装置の設置状況を確認する。

以上

(別紙2)

費目内訳

1 エレベーター関連費用 2億7950万円

5 4, 5号機交換費用, 1~3号機関連費用, 事故原因調査費用等

2 入居者対応関連費用 1億0450万円

階段介助・警備等委託費用, 入居者の一時転居・避難費用, 医療費填補, 家賃減額住宅募集停止による賃料収入の減少分等

10

3 職員対応関連費用 1200万円

住民説明会関係費用, 現地対策本部運営経費, 職員超過勤務手当等

4 合計 3億9600万円

15

以上